

岩手県身体障害者相談員連絡協議会会則

（目的）

第1条 岩手県身体障害者相談員連絡協議会は（以下「連絡協議会」という）身体障害者相談員（以下「相談員」という）の相互連絡を緊密にし、身体障害者相談員事業にかかわる諸問題について協議、検討、情報交換等を行い、相談員の資質向上を図り、相談員活動の振興と発展に資することを目的とする。

（事務局）

第2条 事務局は盛岡市三本柳 8-1-3、社会福祉法人 岩手県身体障害者福祉協会内に置く。

（会員・組織）

第3条 連絡協議会は、県内の相談員を会員として組織する。

（事業）

第4条 この連絡協議会は、次の事業を行う。

1. 相談員相互の連絡調整、情報交換
2. 相談員の講習会、研修会の開催及び調査研究
3. その他目的達成に必要と認められる事業

（役員）

第5条 連絡協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
理事	10名～15名
監事	2名

（役員を選任）

第6条 連絡協議会の役員は次により選任する。

2. 会長は、岩手県身体障害者福祉協会会長がこれに当たり、副会長は理事会の同意を得て会長が委嘱する。
3. 理事は、地域選出により選任する。
4. 監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

（役員職務）

第7条 役員は、次の職務を行う。

2. 会長は、連絡協議会を代表し、この会を総括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4. 理事は、会務の執行にあたる。
5. 監事は、連絡協議会の会計を監査し、理事会並びに総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠により選出された役員任期は、その前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 連絡協議会の会議は、総会及び理事会とする。

2. 会議は、必要に応じて会長が召集する。

(1) 総会

- イ. 総会は、年1回、会員の出席者の構成で開催し、議長は出席者の中から選出する。
- ロ. 総会では、事業計画・収支予算、事業報告・収支決算、会則の改正、その他連絡協議会が必要と認められた事項を審議し決定する。
- ハ. 総会における議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(2) 理事会

- イ. 理事会は、理事の出席者の構成で開催し、会長が議長となる。
- ロ. 理事会は、総会提案事項、役員選任、その他必要と認められる事項について審議し、決定する。
- ハ. 理事会における議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会計)

第10条 連絡協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2. 連絡協議会の運営費は、会費及び寄付金、その他の収入を持って充てる。
3. 連絡協議会の会費は、相談員1人当たり年間1,000円とする。
4. 会費の納入方法については、別に定める。

(附則)

第11条 連絡協議会の運営について、この会則に定めのない事項については、理事会の議決を経て別に定める。

2. この会則は、平成12年4月1日から施行する。
3. この会則は、平成22年2月25日一部改正、平成22年4月1日より施行する。
4. この会則の一部改正は、平成25年2月28日より施行する。
5. この会則の一部改正は、平成26年9月11日より施行する。